

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	河原調理専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
衛生関係 専門課程	調理科	夜・ 通信	32単位	3単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 (<https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/web/wp-content/uploads/2025/05/af572fd51a2467b2ae3307083058af1c.pdf>)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	河原調理専門学校
設置者名	学校法人河原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/yakuin2025.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	令和7年5月26日～ 選任後2年以内に終 了する会計年度のう ち最終のものに関す る定時評議員会の終 結の時	多様な分野における 経験や有意義な知見 を本法人の教育機関 の運営に活かし、自 律的な運営を促進す る
非常勤	愛媛県監査委員	令和7年5月26日～ 選任後2年以内に終 了する会計年度のう ち最終のものに関す る定時評議員会の終 結の時	多様な分野における 経験や有意義な知見 を本法人の教育機関 の運営に活かし、自 律的な運営を促進す る
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	河原調理専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 教員会議を実施し、2月末までに各授業担当者による授業計画書の作成を完了し、3月上旬には教務課・教頭・副校長によるチェックを経て3月末までに校長が承認する。 授業計画の作成については本学園の「コマシラバス作成・運用ガイドライン」に従い作成する。科目基本情報として記載する事項は以下の通りである。 ①学科②コード③年度④学年⑤期⑥分野名⑦科目名⑧単位⑨授業形態⑩実務連携型授業⑪必修・選択⑫前提とする科目⑬展開科目⑭関連資格⑮教員⑯科目趣旨・目的⑰科目連携要素、かつディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関係について当該科目が該当する要素を示す。 成績評価方法や基準、公開については、履修判定指標・水準、評価方法を記載し、科目担当者がそれぞれの科目の第1回目の授業の際に配布し、かつホームページにて閲覧可能である。	
授業計画書の公表方法	ホームページで公表 https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/disclosure/のシラバスの部分参照
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の学修成果の評価は、試験結果による成績評価と単位認定に基づく。 試験(前期・後期)については、座学科目においては筆記試験、実技科目については実技試験と筆記試験をそれぞれ行う。また、出席時間数に基づく受験資格、不正行為の認定と懲戒処分等についても履修規定として定める。 試験結果による成績評価については、S(90点以上)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)の5段階で行い、Cまでを合格として単位認定することを原則とし、成績評価による最終的な単位認定については、卒業認定会議を経て校長が決定する。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。				
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)				
総合的な学習成果の把握については、成績評価の方法とともに、G P (Grade Point) 及びG P A (Grade Point Average) を用いた客観的な指標による評価方法を行う。				
まず、授業科目の試験得点に基づきS、A、B、C、Dの5段階で成績評価を行い、次にこの成績評価を以下の対照に従ってG Pの得点に換算する。				
評価点	可否等	成績評価	G P	評価基準
90 点以上	合格	S	4.0	学習目標をほぼ完全に達成している。
89～80 点	合格	A	3.0	学習目標を相応に達成している。
79～70 点	合格	B	2.0	学習目標を相応に達成しているが、不十分な点がある。
69～60 点	合格	C	1.0	学習目標の最低限を満たしている。
60 点未満	不合格	D	0	学習方法の最低限を満たしていない。
全ての授業科目のG Pから、以下の方法によりG P Aを算出し、各学生の全ての履修に対する総合的な成績評価を行う。				
$G P A = \frac{(\text{授業科目で得た} G P \times \text{授業科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$				
上記で算出したG P Aは学生指導の際の客観的材料としても用いる。				
客観的な指標の 算出方法の公表方法		ホームページ内で公表 (https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/web/wp-content/uploads/2023/09/6.pdf)		
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。				
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)				
本校の卒業の認定に関する方針は、本校ディプロマ・ポリシーに示しており、豊かな人間性と自律・自立の力を持ち、「食」を通じて人のため、社会のために貢献する人材となる者に卒業を認定する。具体的には、以下の3つの能力をもって卒業要件とする。				
①「豊かな人間性」については、おもてなしの多様な技法や歴史に関する深い知識と高度な技術を有すること。				
②「自律・自立の力」については、自己管理能力を持ち、社会人としての責任ある行動をとれること。				
③「『食』を通じて人のため、社会のために貢献する」については、食品、健康、衛生、栄養に関する確かな教養を身に付け、調理において有用な技術を身に付けること。				
実際の卒業認定の方法については、所定の過程を修了し所定の単位を修得した者に対して、校長が卒業認定会議による確認を踏まえた上で卒業を認定し、卒業証書を授与する。さらに、単位の修得については、授業科目ごとに試験を実施し、その試験結果の得点によって厳正に成績を評価し、単位認定を行う。				
卒業の認定に関する 方針の公表方法		ホームページ内で公表 (https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/web/wp-content/uploads/2023/09/9.pdf)		

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	河原調理専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ内で公表 (http://www.kawahara-gakuen.jp/finance.html)
収支計算書又は損益計算書	ホームページ内で公表 (http://www.kawahara-gakuen.jp/finance.html)
財産目録	ホームページ内で公表 (http://www.kawahara-gakuen.jp/finance.html)
事業報告書	ホームページ内で公表 (http://www.kawahara-gakuen.jp/finance.html)
監事による監査報告（書）	ホームページ内で公表 (http://www.kawahara-gakuen.jp/finance.html)

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
衛生		専門課程		調理科		取得不可		取得不可	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
1 年	昼	960 時間/32 単位		570 時間 /19 単位	単位時間 /単位	390 時間 /13 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
				960 時間／32 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数	
36 人		13 人	0 人	4 人		18 人		22 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

教員会議を実施し、2月末までに各授業担当者による授業計画書の作成を完了し、3月上旬には教務課・副校長によるチェックを経て3月職員会議にて校長が承認する。授業計画の作成については本学園の「コマシラバス作成・運用ガイドライン」に従い作成する。科目基本情報として記載する事項は以下の通りである。

①学科②コード③年度④学年⑤期⑥分野名⑦科目名⑧単位⑨授業形態⑩実務連携型授業⑪必修・選択⑫前提とする科目⑬展開科目⑭関連資格⑮教員⑯科目趣旨・目的⑰科目連携要素、かつディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関係について当該科目が該当する要素を示す。

成績評価方法や基準、公開については、履修判定指標・水準、評価方法を記載し、科目担当者がそれぞれの科目の第1回目の授業の際に配布し、かつホームページにて閲覧することが可能である。

成績評価の基準・方法			
(概要) 本校では3分の2以上の授業に出席した者に定期試験（前期・後期）の受験資格が得られる。下記の表に基づき、60点以上の成績を取めた者に当該科目を履修したのものとして校長が単位認定をする。			
評価点	合否等	成績評価	評価基準
90点以上	合格	S	学習目標をほぼ完全に達成している。
89～80点	合格	A	学習目標を相応に達成している。
79～70点	合格	B	学習目標を相応に達成しているが、不十分な点がある。
69～60点	合格	C	学習目標の最低限を満たしている。
60点未満	不合格	D	学習方法の最低限を満たしていない。
卒業・進級の認定基準			
(概要) 一年制の課程であるため卒業認定のみに限られる。 実際の卒業認定の方法については、所定の単位を修得した者に対して、校長が卒業認定会議による確認を踏まえた上で卒業を認定し、卒業証書を授与する。 単位の修得については、授業科目ごとに試験を実施し、その試験結果の得点によって厳正に成績を評価し、単位認定を行う。			
学修支援等			
(概要) 一コマ単位で、授業目標・目標到達プロセスの適正性を追求した授業計画を立てることで、どのような内容を学ぶかを詳細に示すことができ、予習・復習にも活用されている。かつ授業内で授業評価テストを実施し、授業成果を得点化することで、下位学生を毎コマ単位で特定し補習を実施することで慢性的な学業不振に落ち込むことがないよう支援している。また遅刻欠席に関してもきめ細かいフォローをし、無断欠席した場合は必ずその日のうちに教員から連絡を行って。保護者を交えた三者面談を実施して、緊密に連携を取りながら支援を行っている。			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100%)	0人 (0%)	11人 (92%)	1人 (8%)
(主な就職、業界等) 結婚式場・宿泊業：マリベールスパイア、にぎたつ会館 飲食業：辰巳屋（京都）、きよみず			
(就職指導内容) 個々の生徒に対して、面談を担当および調理科教員で行い、希望を聴取すると共に、教員の得た情報を提供し、進路実現を図った。また年3回の就職講座を実施して履歴書の書き方や面接の対応、インターンシップ研修などの指導を行った。			

(主な学修成果（資格・検定等）） 卒業と同時に調理師免許取得可。食育インストラクター、技術考査の検定を実施。
(備考) (任意記載事項) 希望者にはふぐ取扱者試験の受験指導も行っている。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
14 人	2 人	14%
(中途退学の主な理由) 出席時数不足による卒業不認定		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任が家庭訪問を繰り返し行くと共に、保護者とも連携をとるなどの対応を行ったが、登校には結びつかなかった。出席率や小テストの結果による学業不振者への早期フォロー、全学生に対して学校カウンセラーによる面談などを行っている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
調理科	160,000 円	500,000 円	400,000 円	実習費 250,000 円 施設設備費 150,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページ内で公表 (https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/web/wp-content/uploads/2024/06/f9f790e319fc826478693345652cc420.pdf)		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
本学全般の運営（経営、教育の現状、および、それらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを目的とする。 委員会は、原則として年度末委員会として年 1 回開催するものとし、校長が招集する。 委員会は、次に掲げるものにより構成する。 ①在学生保護者（第 1 号委員） ②外部識者（第 2 号委員） ③就職先企業担当者及び外部講師（第 3 号委員） ④卒業生（第 4 号委員）		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
卒業生就職先企業関係者	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	第 1 号委員
外部識者	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	第 2 号委員
在校生保護者	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	第 3 号委員
卒業生	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	第 4 号委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/web/wp-content/uploads/2024/08/770a69d37e1779924f025eee4c952ab7.pdf		

第三者による学校評価（任意記載事項）

教育理念やその実践、学生への指導は細やかに行われている。教育実践について、より地域にアピールする工夫を重ねてほしい。
--

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

ホームページによる公開

https://kawaharakoutou.kawahara.ac.jp/

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H138320100198
学校名（〇〇大学 等）	河原調理専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 河原学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－ 人（ 0 ） 人	－ 人（ 0 ） 人	－ 人（ 0 ） 人
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0 人	0 人	
区分外（多子世帯）		0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－人（ 0 ） 人
合計（年間）				－人（ 0 ） 人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	- 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。